

## 市民相談早見表



市のHP「市民相談のご案内」QRコード

曜日 毎月	月	火	水	木	金
第1週	税理士 (予約制)	行政書士	弁護士・本庁 (予約制)	建築 (予約制) 福岡出入国在留 管理局 (予約制)	社会保険労務士 弁護士・田主丸 (予約制)
第2週	不動産	交通事故 (予約制)	弁護士・本庁 (予約制)	司法書士 (予約制) 弁護士・城島 (予約制)	行政 (予約制)
第3週	弁護士・北野 (予約制)		公証業務 (予約制) 弁護士・市民 センター (予約制)		人権 (予約制)
第4週	不動産	交通事故 弁護士・三瀨 (予約制)	弁護士・本庁 (予約制)	土地家屋調査士	マンション管理士 (予約制)

- ・相談日は原則上記表のとおりですが、祝日と重なる等の事情により、変更になる場合があります。
- ・一般相談、市政相談、外国人相談は、毎日（土・日曜、祝日、年末年始は除く）相談に応じています。
- ・上記表の予約制の相談は定員があります。
- ・予約は、相談月の前月8日（土・日曜日、祝日にあたる場合は翌開庁日）から電話又は窓口で受け付けします。
- ・広報久留米に翌月の市民相談の日程を掲載しています。
- ・上記以外に、希望する日時に無料で弁護士の相談が受けられるチケット

弁護士相談を行っています。  
詳しくは広聴・相談課へお問い合わせください。



## 久留米市

### 広聴・相談課

市役所6階  
Tel 30-9017  
Fax 30-9711  
〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市役所

# 市民相談の ご案内



☆市民相談の上手な利用の仕方☆

- 話をまとめておきましょう。  
相談がスムーズに進むよう、あらかじめ話をまとめておいてください。  
(聞きたいことなど)
- 資料をお持ちください。  
具体的な指導が受けられるよう、なるべく関係資料をお持ちください。
- なるべく本人がおいでください。  
くわしい事情がわからないと、正しい助言指導を受けられない場合があります。
- 相談員は助言者です。  
市民相談では、市民のみなさんの悩みごとを解決するために、適切な助言をし、必要な情報を提供することを目的としています。  
問題の解決にあたるのは相談者自身です。

## 外国人のための無料相談(多言語対応)

相談の種類	相談日	場所 時間	窓 口
外国人相談	毎日	広聴・相談課 外国人相談窓口 8:30~17:15	広聴・相談課 外国人相談窓口 Tel 30-9096 Fax 30-9711
福岡出入国在留管理局による相談	毎月 第1木曜	広聴・相談課 外国人相談窓口 13:00~15:00	
外国人のための 無料相談会	毎月 第3土曜	くるめりあ六ツ門 6F みんくる 13:00~16:00	(福岡県行政書士会主催) 広聴・相談課 外国人相談窓口 Tel 30-9096 Fax 30-9711



市のHP「外国人生活相談」QRコード



市のHP「市民相談のご案内」QRコード

# = 広聴・相談課での相談内容 =

市政・一般相談	外国人相談 (多言語対応)	弁護士相談	公証業務相談	司法書士相談	建築相談
市政についての要望・苦情、日常生活での悩みや困りごとなど (相談員：広聴・相談課職員)	在留資格、健康保険、住まい、出産・子育て、結婚・離婚、仕事など (相談員：外国人専門相談員)	交通事故、相続・遺言、成年後見、離婚、借金、職場でのトラブルなど法律全般 (相談員：弁護士)	遺言・相続・成年後見・離婚などの公正証書について (相談員：公証人・行政書士等)	相続・遺言、不動産や会社の登記、裁判所に提出する書類の作成など (相談員：司法書士)	建築規制、住宅の間取り設備、新築工事・リフォーム工事や欠陥住宅のトラブルなど (相談員：建築士)
毎日 8:30~17:15	毎日 8:30~17:15	複数曜日で実施 詳しくは広聴・相談課へお尋ねください。 (お一人30分間)	毎月第3水曜日 13:00~15:00 (お一人30分間)	毎月第2木曜日 13:00~16:00 (お一人30分間)	毎月第1木曜日 13:00~16:00 (お一人45分間)

総合支所・市民センターでの一般相談は予約必要

(予約必要)

(予約必要)

(予約必要)

(予約必要)

税理士相談	交通事故相談	福岡出入国在留管理局相談	行政相談	人権相談	マンション管理士相談
相続税や贈与税、消費税、所得税及び不動産の譲渡所得などの国税について (相談員：税理士)	交通事故の示談の進め方、損害額の算定、その他交通事故諸問題 (相談員：県交通事故相談所職員)	出入国関係(日本人を含む)、外国人の在留資格の変更や在留期間の更新などが在留申請、その他入管の手続きについて (相談員：福岡出入国在留管理局職員)	国や独立行政法人、国が関わっている県・市などの業務に対する意見・要望・苦情など (相談員：行政相談委員)	いじめ・体罰・パワハラ・名誉毀損など、家庭内や隣近所のもめごと、職場でのトラブルなど (相談員：人権擁護委員)	管理組合の運営・管理に関する問題、大規模修繕・建物や設備の管理、区分所有者や管理組合の関係者とのトラブルなど (相談員：マンション管理士)
毎月第1月曜日 13:00~16:00 (お一人30分間)	毎月第2・第4火曜日 10:00~15:00 (お一人30分間)	毎月第1木曜日 13:00~15:00 (お一人40分間)	毎月第2金曜日 13:00~16:00 (お一人30分間)	毎月第3金曜日 13:00~16:00 (お一人30分間)	毎月第4金曜日 13:00~16:00 (お一人40分間)

(予約必要)

(予約必要)

(予約必要)

(予約必要)

(予約必要)

(予約必要)

不動産相談	行政書士相談	社会保険労務士相談	土地家屋調査士相談
不動産の売買契約、賃貸契約、不動産に関するトラブルなど (相談員：福岡県宅地建物取引業協会不動産相談員)	公正証書遺言、法務局預りの自筆証書遺言の原案相談、相続手続きの全般相談、契約についての相談、外国人のための相談など (相談員：行政書士)	労働条件、労働問題、障害年金、各種ハラスメント、パート雇用、健康保険、雇用保険など (相談員：社会保険労務士)	近隣との境界に関する問題、土地・建物に関する測量や分筆、表示登記など (相談員：土地家屋調査士)
毎月第2・第4月曜日 13:00~16:00 (お一人30分間)	毎月第1火曜日 10:00~15:00 (お一人30分間)	毎月第1金曜日 10:00~15:00 (お一人30分間)	毎月第4木曜日 13:00~16:00 (お一人30分間)

## 相談はすべて無料です



~お気軽に、  
ご相談ください~

## 秘密は守ります

※相談日は、土・日曜、祝日、年末年始は休みです。また、祝日と重なる等の事情により変更になる場合があります。